

医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

～マル福(重度心身障害者、母子・父子家庭)を受給されている方へ～

現在使用されている医療福祉費受給者証が平成19年7月1日から新しくなりますので、次により更新の手続きをしてください。

日時 6月25日豺・26日貂・27日貉 午前9時～午後5時まで

場所 保険課(常北保健福祉センター内)、桂支所、七会支所

持参するもの

- (1) 健康保険証 (2) 印鑑 (3) 更新通知書
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳、国民年金(障害福祉年金、障害年金)1級証書、児童扶養手当証書等交付されている証書類
- (5) 平成19年1月1日以降城里町に転入された方は、前住所地(平成19年1月1日現在の住所地)の平成19年度所得課税証明書
城里町外の方の扶養になっている方は、扶養義務者の平成19年度所得課税証明書更新お知らせのはがきをお送りします。

***** 医療福祉制度(マル福制度) *****

マル福制度とは、医療保険を使って病院などにかかった場合、医療費の一部負担金を助成する制度です。保険のきかない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成されません。

マル福の種類	対象者
妊産婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦
乳幼児	0歳から小学校入学前までの乳児・幼児
特例乳幼児(マル特) 【町単独事業】	小学校入学から小学校卒業までの児童 小学校入学前で所得制限によりマル福制度を受けていない乳幼児
重度心身障害者	・身体障害者手帳1級・2級及び3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定がA・Aの方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方等
母子・父子家庭	18歳未満の児童を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその児童

マル福制度を受けるには、申請の手続きが必要です。

申請には、印鑑、健康保険証、所得課税証明書が必要です。(転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方はその市町村の所得課税証明書)

障害者のマル福を申請する場合は、障害の程度が確認できる書類が必要になります。

問合せ 保険課 募029-288-3111(内線 372・373)